

最高裁秘書第90号
平成30年1月16日

林弘法律事務所
弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書不開示通知書

平成29年12月7日付け（同月8日受付，最高裁秘書第4892号）で申出の
ありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしました
ので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

下級裁判所裁判官指名諮問委員会の地域委員会に寄せられた情報提供の件数が
地域委員会別及び年度別に分かるもの（発足時から平成28年度までの分）

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。